

表1：平成25年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 40億7,316万9千円

自主財源 6億9,827万6千円 17.1%	村税	3億3,287万8千円	8.2%
	財産収入	4,458万8千円	1.1%
	使用料・手数料	6,648万2千円	1.6%
	負担金・分担金	1,503万6千円	0.4%
	寄付金	86万円	0.0%
	繰入金	9,353万円	2.3%
	繰越金	1億4,490万2千円	3.5%
依存財源 33億7,489万3千円 82.9%	国庫支出金	1億1,587万9千円	2.9%
	地方交付税	13億4,064万5千円	32.9%
	地方特例交付税	53万	0.0%
	都支出金	13億3,892万2千円	32.9%
	村債	4億504万1千円	9.9%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億7,387万6千円	4.3%

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを平成25年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を平成26年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

25年度の決算状況は表1～表7、26年度上半期の予算状況は表9～表11のとおりです。

表2：平成25年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 39億7,533万4千円

義務的経費 9億8,815万6千円 24.9%	人件費	6億6,361万8千円	16.7%
	扶助費	7,351万1千円	1.8%
	公債費	2億5,102万7千円	6.3%
投資的経費 11億8,983万3千円 29.9%	普通建設事業費	11億8,983万3千円	29.9%
その他経費 17億9,734万5千円 45.2%	物件費	8億1,145万9千円	20.4%
	維持補修費	7,854万円	2.0%
	補助費など	2億2,992万6千円	5.8%
	積立金	1億3,070万8千円	3.3%
	投資・出資金	1,150万円	0.3%
	貸付金	2,930万円	0.7%
	繰出金	5億591万2千円	12.7%

決算・予算・会計について

1. 決算とは？
 村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を一会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？
 予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てる

こと。また、この内容をいいます。新島村では広報にいじま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方
 村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に入りするお金のすべてが、性質によつて2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると

考えてください。

歳入・歳出について

▼1つめの財布『一般会計』
 福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。平成25年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』
 特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。平成25年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

1. 一般会計・歳入（収入）

歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源と依存財源

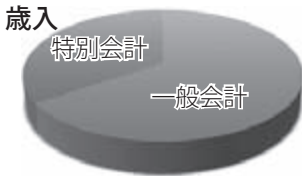
▼自主財源
 村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。自由に使い道を決めることが出来るため、この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源
 国や都から使い道や金額が決まられ、交付されたり借り入れたりするお金です。

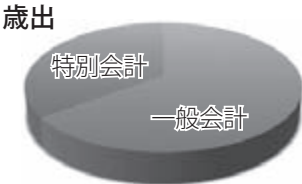
(2) 一般財源と特定財源

▼一般財源
 使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の地方交付税や

会計別決算状況



一般会計
40億7,316万9千円
特別会計
19億754万7千円
歳入総額
59億8,071万6千円



一般会計
39億7,533万4千円
特別会計
18億9,738万9千円
歳出総額
58億7,272万3千円

表3：特別会計の種類と平成25年度 特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）19億754万7千円
歳出（支出）18億9,738万9千円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	9,621万1千円	9,621万1千円	0
2. 簡易水道事業	1億1,074万2千円	1億142万9千円	931万3千円
3. と畜場事業	19万8千円	19万8千円	0
4. 国民健康保険診療所	4億4,298万9千円	4億4,298万9千円	0
5. 国民健康保険事業	5億5,976万7千円	5億5,976万7千円	0
6. 後期高齢者医療事業	7,546万円	7,469万7千円	76万3千円
7. 下水道事業	2億3,572万1千円	2億3,572万1千円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,844万9千円	1,844万9千円	0
9. 介護保険事業	3億6,685万9千円	3億6,634万1千円	51万8千円
10. 災害援護資金貸付事業	115万1千円	158万7千円	△43万6千円
合計	19億754万7千円	18億9,738万9千円	1,015万8千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）

村には11種類の「基金」がありま

す。支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

(2) 目的別の分類

はまらない経費が7つあります。

▼その他経費

義務的経費、投資的経費にあて

▼投資的経費

道路や公園、学校、公営住宅な

どの新増築に充てる経費。新島村

は、普通建設事業費が該当します。

▼義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削

減が難しい経費。この割り合いが

高いと財政構造が硬直していると

されます。人件費、扶助費、公債

費があります。

(1) 性質別の分類

地方譲与税などがあげられます。

▼特定財源

使用道が特定されているお金を

いいます。依存財源の国庫支出金・

都支出金・使用料や手数料などが

あげられます。

2. 一般会計・歳出（支出）

一年間に払う予定のすべてのお

金です。性質別と目的別に分けら

れます。地方自治体の財源体質を

分析するうえで重要なポイント

です。

村の資産は？

土地や建物など5種類。学校

や公園、道路のほか役場や支所

も含まれます。(表6)

基金とは、長期的な視野に立ち

財源が不足したときの支出の増加

に備えた積立金。一般家庭の預貯

金にあたります。

▼村債（借金）

道路整備など、臨時的に多くの

費用を必要とする時に、地方公共

団体が国や金融機関から借り入れ

る資金です。いまそこに住んでい

る人と、将来そこに住む人の世代

間の不公平を解消することが目的

です。返済期間は長期にわたります。

一般家庭の借金にあたります。

(表5)

表4：基金の種類（村の貯金）平成25年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	5億8,613万3千円
2. 減債基金	1億9,112万4千円
3. 住民センター図書	296万8千円
4. 公共施設整備	6億1,047万5千円
5. 高齢者福祉対策	2億8,437万円
6. 土地開発	3億1,209万円
7. ふるさと創生	2億4,768万円
8. 庁舎建設	1億6,005万3千円
9. 連絡船建造	1,515万7千円
10. 簡易水道事業	5,850万4千円
11. 介護給付準備	2,612万2千円
合計	24億9,467万6千円

表5：村債残高（村の借金）平成25年度末現在

39億480万9千円

表7：平成25年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	51,394円
1世帯あたり	109,367円
平成25年度の村民税額（調定額）を平成26年度	
4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,892	世帯：1,359

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,314,050.32 m ²
	建物	48,687.51 m ²
有価証券		3,161万円
出資による権利		2億5,561万5千円
貸付金		2億1,776万8千円

みなさんが納めた村民税の額は？

表7のとおりです。

歳入（収入）の状況

平成 26 年度
上半期一般会計歳入額
15 億 9,821 万 5 千円

上半期の予算執行状況

26 年度上半期（4 月～9 月）の予算執行状況をお知らせします。
▼一般会計・歳入（収入）
15 億 9,821 万 5 千円（昨年より 4,560 万 8 千円（2.9%）増えています（表 9））。
主な収入は、村税・地方交付税・都支出金・国庫支出金で、全体の約 85% をしめます（グラフ 1）。村税の内訳は表 8 です。
▼一般会計・歳出（支出）
12 億 2,271 万 3 千円（昨年より、1 億 4,699 万 9 千円（7.9%）減っています（表 10））。
▼特別会計・歳出（支出）
7 億 4,569 万 4 千円（総額 11 の 35.8% を執行しました。（表

表 8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	5,786 万 8 千円	34.1%
固定資産税	9,036 万 3 千円	53.3%
軽自動車税	1,004 万円	5.9%
市町村たばこ税	1,113 万 2 千円	6.6%
入湯税	11 万 8 千円	0.1%
合計	1 億 6,952 万 1 千円	100%

グラフ 1：一般会計の収入割合

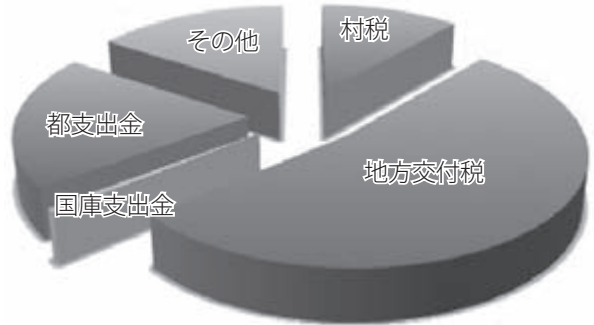


表 9：平成 26 年度一般会計歳入…平成 25 年度との比較

	平成 26 年度				平成 25 年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1 億 6,952 万 1 千円	10.6%	-600 万 4 千円	-3.4%	1 億 7,552 万 5 千円	11.3%
地方譲与税	485 万 4 千円	0.3%	-9 万 2 千円	-1.9%	494 万 6 千円	0.3%
利子割交付金	116 万 5 千円	0.1%	10 万 9 千円	8.6%	127 万 4 千円	0.1%
配当割交付金	60 万 3 千円	0.0%	24 万 4 千円	68.0%	35 万 9 千円	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方消費税交付金	2,333 万 1 千円	1.5%	335 万 3 千円	16.8%	1,997 万 8 千円	1.3%
自動車所得税交付金	180 万 1 千円	0.1%	-152 万 9 千円	-45.9%	333 万円	0.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,311 万円	0.8%	1,311 万円	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	42 万 4 千円	0.0%	-10 万 6 千円	-20.0%	53 万円	0.0%
交通安全対策特別交付金	0	0.0%	-73 万 4 千円	0.0%	73 万 4 千円	0.0%
地方交付税	8 億 1,360 万 5 千円	50.9%	-256 万 9 千円	-0.3%	8 億 1,617 万 4 千円	52.6%
分担金・負担金	609 万 5 千円	0.4%	-27 万 4 千円	-4.3%	636 万 9 千円	0.4%
使用料・手数料	3,112 万 9 千円	1.9%	-95 万 5 千円	-3.2%	3,017 万 4 千円	1.9%
国庫支出金	2,648 万 8 千円	1.7%	1,634 万 1 千円	161.0%	1,014 万 7 千円	0.7%
都支出金	3 億 5,678 万 7 千円	22.3%	4,880 万円	15.8%	3 億 798 万 7 千円	19.9%
財産収入	2,158 万 3 千円	1.4%	1,463 万 3 千円	210.5%	695 万円	0.4%
寄付金	20 万円	0.0%	-10 万	-33.3%	30 万	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	9,783 万 6 千円	6.1%	-4,706 万 6 千円	-32.5%	1 億 4,490 万 2 千円	9.4%
諸収入	2,968 万 3 千円	1.9%	675 万 5 千円	29.5%	2,292 万 8 千円	1.5%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	15 億 9,821 万 5 千円	100%	4,560 万 8 千円	2.9%	15 億 5,260 万 7 千円	100%

表 9・表 10 の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方道路の整備など。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 自動車取得税交付金
自動車税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

平成 26 年度 上半期の一般会計歳出 12 億 2,271 万 3 千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……平成 26 年度と平成 25 年度の比較

	平成 26 年度					平成 25 年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,948 万 6 千円	2.4%	51.6%	6 万円	0.2%	2,942 万 6 千円	2.2%
総務費	2 億 4,987 万 5 千円	20.5%	36.7%	-5,906 万 7 千円	-19.1%	3 億 894 万 2 千円	23.3%
民生費	1 億 5,297 万 9 千円	12.5%	20.6%	-3,711 万 6 千円	-19.5%	1 億 9,009 万 5 千円	14.3%
衛生費	1 億 142 万 7 千円	8.3%	34.7%	-878 万 7 千円	-8.0%	1 億 1,021 万 4 千円	8.3%
労働費	1,343 万 4 千円	1.1%	44.6%	78 万 1 千円	6.2%	1,265 万 3 千円	0.9%
農林水産費	8,207 万円	6.7%	30.9%	1,479 万 8 千円	22.0%	6,727 万 2 千円	5.1%
商工費	1 億 667 万 7 千円	8.7%	55.4%	-2,562 万円	-19.4%	1 億 3,229 万 7 千円	10.0%
土木費	1 億 756 万 1 千円	8.8%	20.2%	-422 万 2 千円	-3.8%	1 億 1,178 万 3 千円	8.4%
消防費	2,352 万 3 千円	1.9%	34.2%	247 万 6 千円	11.8%	2,104 万 7 千円	1.6%
教育費	2 億 3,479 万 3 千円	19.2%	31.5%	734 万 5 千円	3.2%	2 億 2,744 万 8 千円	17.1%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1 億 2,088 万 8 千円	9.9%	46.0%	465 万 3 千円	4.0%	1 億 1,623 万 5 千円	8.8%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	12 億 2,271 万 3 千円	100%	31.5%	-1 億 469 万 9 千円	-7.9%	13 億 2,741 万 2 千円	100%

平成 26 年度 上半期の特別会計歳出 20 億 8,559 万円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	9,959 万円	705 万 5 千円	7.1%	3,643 万 1 千円	36.6%
簡易水道事業	1 億 3,518 万 8 千円	2,874 万 9 千円	21.3%	3,812 万 1 千円	28.2%
と畜場事業	33 万 2 千円	0	0.0%	8 万 8 千円	26.5%
国民健康保険診療所	4 億 7,324 万 4 千円	9,531 万 2 千円	20.1%	1 億 7,353 万 3 千円	36.7%
国民健康保険事業	5 億 8,274 万 4 千円	1 億 4,524 万 3 千円	24.9%	2 億 2,056 万 1 千円	37.8%
後期高齢者医療事業	9,312 万 2 千円	1,043 万 3 千円	11.2%	2,781 万円	29.9%
下水道事業	2 億 5,428 万 4 千円	1,218 万円	4.8%	7,156 万 4 千円	28.1%
温泉ロッジ事業	1,830 万 6 千円	838 万 2 千円	45.8%	711 万円	38.8%
介護保険事業	4 億 2,482 万 5 千円	1 億 3,846 万 8 千円	32.6%	1 億 7,004 万円	40.0%
災害援護資金貸付事業	395 万 5 千円	19 万 5 千円	4.9%	43 万 6 千円	11.0%
合計	20 億 8,559 万円	4 億 4,601 万 7 千円	21.4%	7 億 4,569 万 4 千円	35.8%

- 使用料・手数料
公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
- 財産収入
土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
- 繰入金
特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
- 繰越金
前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
- 諸収入
預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
- 議会費
議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
- 総務費
庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
- 民生費
高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
- 衛生費
健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
- 労働費
労働者の支援にかかる経費。
- 土木費
道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
- 消防費
消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
- 教育費
小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

新島村の財政は健全です。

平成25年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

①実質赤字比率

一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。

②連結実質赤字比率

村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。

③実質公債費比率

1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。

④将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

…新島村の各比率の対象

新島村の決算様式	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	連絡船事業				
	温泉ロジ事業				
	災害援護資金貸付事業	資金不足比率			
	特別会計				
	公営事業会計				
	老人保健事業				
	国民健康保険診療所				
	国民健康保険事業				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				
	簡易水道事業				
	と畜場事業				
	下水道事業				
新島村が加入の組織	…※新島村は対象外				
一部事務組合	地方公社・第三セクター				
東京都市町村総合事務組合					
東京都市町村退職手当組合					
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
東京都後期高齢者広域連合					

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①～④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手手前が「早期

健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生

表1…平成25年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.3%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	40.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

表2…平成25年度 資金不足比率の状況

特別会計の名称	資金不足比率
公営企業会計	
簡易水道事業会計	—
と畜場事業会計	—
下水道事業会計	—
健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)

実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。実質公債費比率は73%となっており、(全国市区町村の平均は8.6%)。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。

これからもより良い予算づくりに、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

問い合わせ

企画財政課 財政係

☎(5)0240内線202